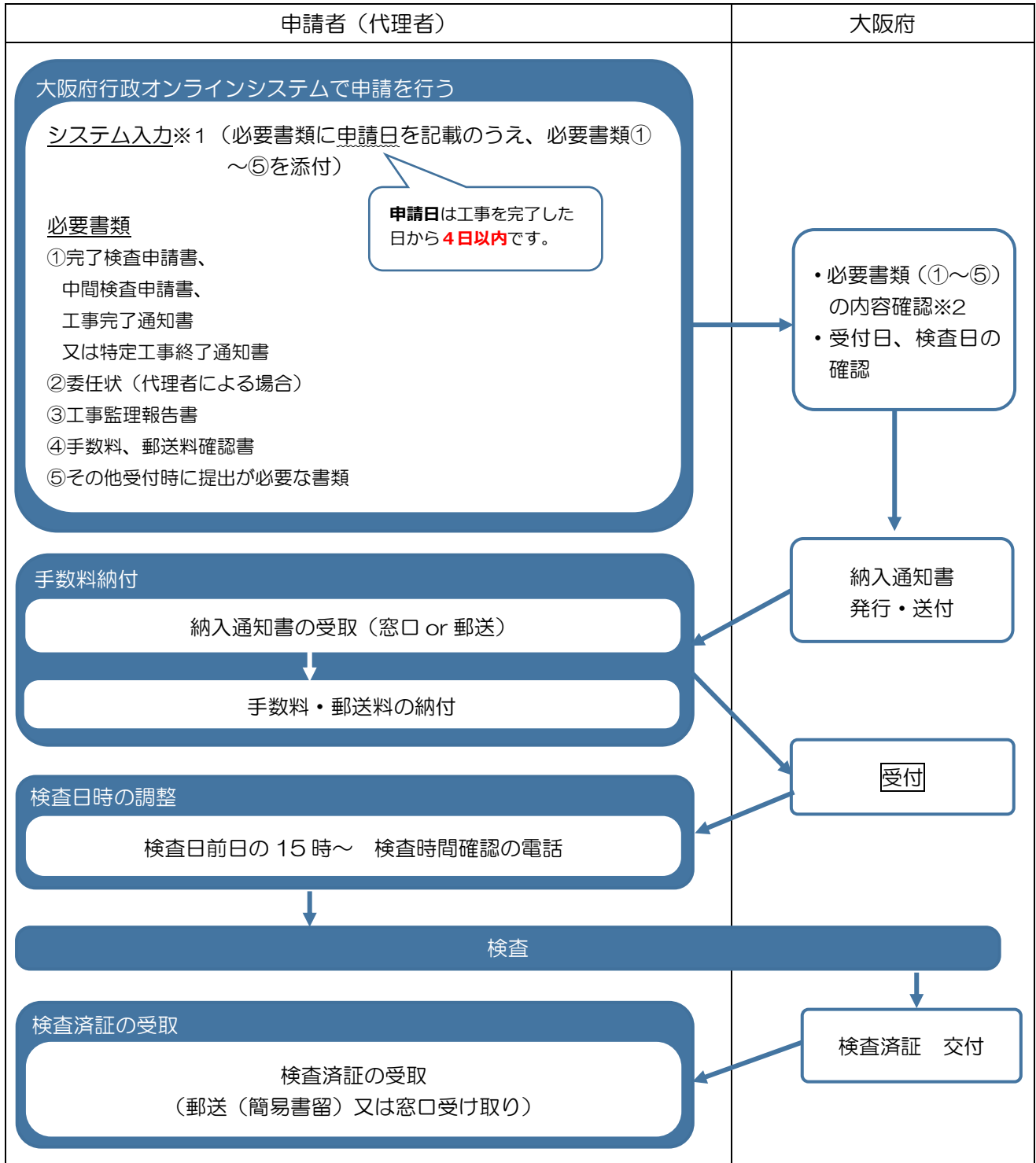


【建築物】中間検査・完了検査にかかる電子申請の流れについて  
 (手数料等を納入通知書により納付する場合)

※下記フローについては、建築基準法第7条第1項及び第7条の3第1項に規定する検査の申請及び法第18条第16項及び19項に規定する通知について適用します。  
 ※申請にあたっては、提出書類に修正がないように事前に整える必要があります。



■ 注意事項 ■

※1）システム入力前にID登録（パスワード、メールアドレス、電話番号等入力）が必要です。

※2）必要書類に不備があった場合、補正を求められることがあります。

（大阪府より、システム上で差し戻し処理を行い、再度システム上で書類の差し替えを行っていただきます。）